

国家専門職試験（大卒程度）

労働基準監督官の合格者の決定方法

[労働基準監督 A ・ 労働基準監督 B]

受験者の筆記試験の得点は、各試験種目の素点（多肢選択式試験の場合は正解数）をそのまま用いるのではなく、各試験種目ごとに平均点、標準偏差を用いて下の方法で算出した「標準点」を用いる。配点比率は以下のとおり。

| | 試験種目 | 配点 |
|------|-----------|--------|
| 一次試験 | 基礎能力試験 | 2/7 |
| | 専門試験（択一式） | 3/7 |
| 二次試験 | 専門試験（記述式） | 2/7 |
| | 人物試験 | 合否判定のみ |

◆一次合格者の決定方法

基礎能力試験および専門試験（多肢選択式）において基準点以上である一次試験受験者について、両試験種目の標準点の合計に基づいて決定される。なお、基礎能力試験の標準点は、全区分での平均点・標準偏差を用いて計算される。

各試験種目における標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 10 \times \text{当該試験種目の配点比率} \times \left(15 \times \frac{X - M}{\sigma} + 50 \right)$$

ただし、X：ある受験者の素点、M：当該試験種目の平均点、
σ：当該試験種目の標準偏差

用語の解説

標準偏差

受験者の得点のばらつき具合を示す指標。一般にこの数値が小さい場合、受験者の素点が平均点付近に多く分布していることを表し、逆に標準偏差が大きい場合、受験者の素点が幅広く分布していることを表す。

基準点

各試験種目において、最低限必要な素点（正解数）。この点に達しない試験種目が1つでもある場合は、他の試験の成績にかかわらず不合格となる。実際の基準点は原則として満点の30%で設定されることが多い。

標準点

合格者の決定を行うときに使用される得点。各試験種目によって満点（要解答題数）が異なっていること、受験者の素点のばらつきが異なっていることの影響を修正するために用いるもので、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの辺りにあるかを相対的に示している。

過去5年間の平均点・標準偏差

[労働基準監督官]

基礎能力試験 [労働基準監督官全区分]

| 年度 | 満点 | 平均点 | 標準偏差 | 基準点 |
|------|----|--------|-------|-----|
| 4年度 | 40 | 20.734 | 5.179 | 12 |
| 3年度 | 40 | 24.225 | 5.405 | 12 |
| 2年度 | 40 | 22.430 | 5.611 | 12 |
| 元年度 | 40 | 17.926 | 4.448 | 12 |
| 30年度 | 40 | 21.140 | 4.501 | 12 |

専門試験（択一式） [労働基準監督A]

| 年度 | 満点 | 平均点 | 標準偏差 | 基準点 |
|------|----|--------|-------|-----|
| 4年度 | 40 | 22.435 | 7.539 | 12 |
| 3年度 | 40 | 22.541 | 7.078 | 12 |
| 2年度 | 40 | 21.542 | 6.832 | 12 |
| 元年度 | 40 | 23.106 | 7.090 | 12 |
| 30年度 | 40 | 19.433 | 6.314 | 12 |

専門試験（択一式） [労働基準監督B]

| 年度 | 満点 | 平均点 | 標準偏差 | 基準点 |
|------|----|--------|-------|-----|
| 4年度 | 40 | 21.682 | 6.202 | 12 |
| 3年度 | 40 | 19.071 | 5.917 | 12 |
| 2年度 | 40 | 17.935 | 5.607 | 12 |
| 元年度 | 40 | 19.720 | 6.233 | 12 |
| 30年度 | 40 | 18.615 | 5.102 | 12 |

◆最終合格者の決定方法

専門試験（記述式）において基準点以上であり，かつ人物試験および身体検査に合格した二次試験受験者について，基礎能力試験，専門試験（択一式），専門試験（記述式）の標準点の合計に基づいて決定される。